



# テミス通信

第 13 号 / 2015年1月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



十日戒

新春のご挨拶を申し上げます。

皆さま、どんなお正月を過ごされたでしょうか。

平成27年は、阪神淡路大震災から20年となります。

毎年1月になると、あの頃のことを思い返しますが、中でも、幼い子どもを夫の郷里に疎開させ、週末になったら、大阪の仮住まいから通った体験は、当たり前のことかもしれませんが、「家族の笑顔があってこそ、仕事」ということを、私に教えてくれました。

ここにある幸せに感謝しながら、心新たに、務めたいと思います。

(佐井恵子)

## 2014年の総括&2015年の抱負

- ・仕事に趣味に、充実した一年でした。

事務所の理念「私たちは、笑顔の和を広げます ～全ての人の尊厳と豊かな社会のために～」を、クレド・行動指針に落とし込んでいきます。(佐井)

- ・大きな一歩を踏み出せる一年にします。しっかりと一歩から進みます。(山添)
- ・多くの依頼者様から業務改善に繋がるヒントをいただいた一年でした。

今年は事務局の接客スキルの向上に努めます。(石飛)

- ・時間に追われた昨年。今年は何事もゆとりを持って丁寧に進めていきたいです。(門垣)

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



## 時事ニュース 衆議院議員選挙と一票の格差

### 選挙と裁判

国会議員の選挙が行われる毎に、国に対して裁判が行われている事を皆さんご存知でしょうか。選挙が終わった後や裁判所の判決が出た際は新聞やニュースでも取り上げられます。

しかし、具体的に何を問題としているのかよく分からないという人も多いと思います。そこで今回は簡単にではありますが解説をしたいと思います。

### 1票の価値の不平等とは

選挙毎に国に対して行われる裁判の目下の争点は、「1票の価値が住んでいる地域によって不平等だ」ということで、「行政は1票の価値ができるだけ平等になるように是正してから選挙をもう一度やり直せ、今回の選挙は違憲であり無効だ」という主張です。

なぜこんなことが言えるのかというと、憲法14条には「すべての国民は法の下に平等だ」と、うたわれているからです。

### 1票の価値の不平等の具体的な例

(例)

有権者数20万人のA選挙区でも衆議院5人、有権者数100万人のB選挙区でも衆議員5人を選出するとすれば、投票用紙は平等に1枚ですが、議員一人あたりの有権者比の単純計算では、A区とB区の投票価値の較差は5対1になります。

A選挙区の有権者が1票とするとB選挙区の有権者は0.2票しか持っていないことになります。

### 裁判所の態度

訴訟では(1)著しい不平等状態にあるか(2)是正のための合理的期間を経過したかに着目し、いずれも該当しなければ「合憲」、(1)のみ満たす場合は「違憲状態」、(1)(2)を満たせば「違憲」とされています。

最高裁判所は、過去2回(昭和51年、昭和60年)違憲判決を下していますが、不平等な議員定数配分規定を違憲と宣言するにとどめて、**選挙自体を無効とはしない**としています。これを「事情判決の法理」といいます。

原則として、憲法違反の法律は無効となりますが、違憲と判断した場合でも公益に重大な障害が生じる事情が想定される場合は、無効とすることを回避するのが、事情判決の法理です。選挙は違憲とするが無効とすると憲法の予定していない社会的な混乱が大きいと考え**最高裁判所は無効判決を過去に一度も出したことがありません**。

事情判決の法理によって選挙を無効にしなかったことに対しては、批判もありますが、国会の判断を尊重しつつ違憲判決を言い渡すための一つの手法として評価もあります。

### 今後の展望

昨年12月の衆議院議員選挙についても、全国一斉に選挙無効を求めて訴訟が提起されています。本年度中には最高裁判所の統一判断が示される見通しです。

平成23年、平成25年に衆議院議員選挙を「違憲状態」とする判決が最高裁判所から出ていますが、上記のとおり違憲無効判決は過去一度も出ておらず、事情判決による違憲判決も30年近く出ていません。今回の訴訟で違憲判決ができれば、国会としては次期選挙までに早急な対応をせまられることになるでしょう。

この訴訟は、法の下に平等に基づく権利の是非という側面がある一方、最高裁判所の国会、行政に対する立場という点でも注目が集まる訴訟です。日本の司法がどこまでできるのか進展に注目したいと思います。

(山添 健志)



## 登記所の「相談」との違い

法務局に行くと、登記相談のコーナーは順番を待つ人で一杯です。司法書士に依頼しないで、自分で登記したいという方が大勢いらっしゃるということですね。そこでの「相談」と、私どもとの違いは何でしょうか。

桜庭 倫 法務省民事局総務課補佐官の講演録を読んでいて、やっぱりそうかと納得がいきました。そこにある数字を借用しますと、東京法務局法人登記部門の登記相談件数は1日に400～500件。会社が、その内の9割を占めます。

内容は、多いもの順に、 1. 役員変更 2. 本店・支店 3. 商号・目的 4. 設立  
5. 増減資 6. 解散・清算 7. 組織再編

筆者は、「登記は、ほとんどが原則として発生した事実の事後報告です。

事実を適法に発生させられるかどうかは会社の自己責任の問題になります。

登記の端緒となる登記関係事実が発生していることを前提に、

登記手続きをどうしたらよいか、添付書類は何かといった相談が

本来の登記相談だと思われれます。」と述べておられます。

どう申請書にするか、どんな書類が必要かが、本来の登記相談であるという意見ですね。

事務所にお越しになる方は、手続きをご依頼いただくことが前提ですので、申請書の書き方等といったご相談がないのは当然ですが、**会社が判断をする上で、何か問題点はないのか？他に検討すべき事項は？もっと他に選択肢はないのか？**を、一緒に考えるといったことが、相談内容となります。

登記は仕上げ。そこに至る過程を大切にします。

そんな相談に力を入れています。

(佐井恵子)

## スタッフ紹介・拡大版 ～今年のお正月は～

今年は、珍しいほど雪が降る、寒いお正月でした。みなさん長いお休みをどう過ごされましたか？



今年は、家で静かに過ごしました。お節料理に腕を振るいましたが、帰省した子どものリクエストで、年末年始は、柚子塩鍋、味噌ちゃんこ、

てっちり、そしてすき焼きと鍋料理が続きました。

(司法書士 佐井恵子)



祖母家族の住んでいる田舎（川西市）に帰り、近くの神社（多田神社）に初詣をし、おみくじを引きました。今年のお正月は！というより、

毎年通り変わらぬいつも通りのゆったりとした

お正月でした。

(司法書士 山添健志)



今年は遠出することはありませんでしたが、家族や帰省してきた友人達とゆっくり過ごすこともでき、のんびりしたお正月でした。

ここぞとばかりにお餅を食べ過ぎたので、来年のお正月まで食べることはないかもしれません。

(事務局 石飛佐和子)



年末最終週末に、長浜ドームで行われた軟式テニス近畿大会に娘が

出場。母も泊まりがけで現地入り

して、ビデオ撮影。お正月は皆で

ビデオ鑑賞して、選手達の若さ溢れるパワーをもらいました。

(事務局 門垣佳代子)

## 男女共同参画セミナー 「50代からの暮らし安心塾」

2015年1月29日①知っておきたいおひとりさまの法律あれこれ

2月 5日②もう認知症は怖くない～はじめて学ぶ成年後見制度～

クレオ大阪南にてセミナー講師を担当します。

昨年暮れに、1月は定員を上回る申込みがありましたとの連絡をいただいています。2月は、まだこれから。自宅で訪問介護・通所介護を利用する場合、グループホームや特別養護老人ホームで生活する場合、有料老人ホームを選択した場合、どの位の費用が必要かといったことも話したいと思い、只今リサーチ中です。

(佐井恵子)



テミス通信第10号において、社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手をお持ち下さいました。お名前をご紹介します。Beyond 社会保険労務士事務所 香山晃子様、原・本郷・藤原法律事務所様。ありがとうございました！ 事務所一同、大喜びです。

### テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・ 2月14日に、司法書士会の家族法研究会が、会員向けの中間発表報告会を開催します。テーマは、「親族後見人」。担当するレジュメ作りが大詰めで、色々重なりアップアップしています。
- ・ 「一万人の第九」本番に、事務所では石飛が無事参加しました（拍手）。打ち上げは、参加した人もしなかった人も関係なく、大いに盛り上がりました。
- ・ 大阪市音楽団の第110回定期演奏会のちらしを同封させていただきました。昨年4月に民営化して、一般社団法人大阪市音楽団となり、フェスティバルホールのような大きな会場だけではなく、多くの会社・団体の記念式典に小編成から出演されているとのことです。ご希望がありましたら、是非、お声かけ下さい。
- ・ 年末、教育資金贈与信託に加え、「結婚・育児について（信託の仕組みを使って）子や孫1人につき1千万円まで一括贈与非課税」という新聞記事が目を引きました。この結婚・育児資金をもらった孫は、何歳までに結婚・出産しないといけないのでしょうか（信託期間は何年？）焦らないかな？
- ・ 2月末に、山添司法書士が、青年司法書士会の東北無料法律相談会に参加します。阪神大震災当時、医療関係者の奮闘を横目に、私たちが役に立つことはないのか手探りで始めた時から、着実に経験を積んできています。次回の報告をお楽しみに。
- ・ インフルエンザが大流行しています。手洗い・うがい・換気を励行して、元気にこの冬を過ごしましょう。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>